

## 【資料No.02】 基本方針の写

[ポイント] 基本方針は貴社がどのようなポリシーをもって相談機関業務を行うかを、登録基準に掲げられている6つの項目に沿って、簡潔に文書化して下さい。

### 基本方針（例）

#### 1. 相談体制の質の確保

労働者を対象とする面接によるメンタルヘルスに関する相談に、十分な実務経験を有する常勤の相談対応者を有し、心理職（THP心理相談担当者、臨床心理士、産業カウンセラー等）又は精神保健福祉士が相談対応者として対応します。経験の少ない相談対応者に対しては、常勤者等がケースごとに教育・指導を行います。

全ての相談対応者を対象に研修教育、ケースに関するグループ討議を定期的に行い、相談対応者の能力向上に努めます。

面接によるメンタルヘルスに関する相談は、プライバシーが確保された（相談の音声は外部に漏れず、外部から容易に覗ける構造となっていないこと）相談室で行います。

#### 2. 個人情報の保護

個人情報は「個人情報保護規程」に基づき取り扱うものとし、適切かつ安全に管理し、相談者が安心して相談できる体制を整備します。

#### 3. 事業者との連携

労働者の心の健康問題について事業者と問題点を共有し、その労働者並びに事業場の人事労務管理担当者、上司、同僚等と緊密な連携を図り、問題の解決に当たります。

#### 4. 医療提供施設との連携

精神科医又は精神科医が所属する医療機関との契約に基づき精神科医と連携を密にし、医学的な観点からの助言を得ながら相談対応を行います。相談の結果、医療上の措置を必要と判断される労働者に対して、速やかに適切な対応を行います。

5. サービスの提供に関する情報の公開

メンタルヘルスに関する相談等に関して、利用者の利便性を高めるために以下の事項を公開します。

- ・料金体系
- ・すべての相談対応者の氏名、有する資格及び経歴
- ・メンタルヘルスに関する相談等への対応等が可能な曜日、時間及び対応可能な方法
- ・関与する精神科医の氏名及び精神科医としての経歴並びに精神科医が所属する医療機関の名称・所在地
- ・その他対応可能なサービスの内容
- ・面接によるメンタルヘルスに関する相談の実績又は事業者との契約の実績

6. その他サービスの提供に関し重要な事項

メンタルヘルス不調の労働者に対する家族の支援は最も重要であり、家族に対してもその労働者の心のケアのための相談・助言を行います。

相 談 機 関 名